

イタクニ CARD 特約

第1条（名称）

イタクニ CARD 特約（以下「本カード」といいます。）とは、イタクニ株式会社（以下「イタクニ」といいます。）と株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が提携して、当社が発行するカードで、JCB カード機能を有します。

第2条（本会員及び家族会員）

- 1.本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、イタクニを通して当社に入会申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
- 2.家族会員（以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。）とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条（年会費）

本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、無料とします。

第4条（イタクニでのカードショッピングの支払金の支払方法）

- 1.会員が本カードをイタクニで翌月1回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払、ボーナス1回払のいずれかを指定してカードショッピングをご利用された場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表1のとおりとなります。但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は別表1と異なる場合があります。

【別表1】

(a)支払回数	1回	2回	3回	6回	10回	15回	20回	ボーナス1回
(b)支払期間(ヶ月)	1	2	3	6	10	15	20	2～5
(c)実質年率(%)	0.00	16.00	18.00	19.75	19.75	18.00	18.00	0.00
(d)利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	0.00	2.00	3.00	5.80	9.20	12.30	16.40	0.00

- 2.お支払いいただくカードショッピングの支払金の支払総額はカードショッピングの利用代金に別表1の(d)の割合を乗じた額を加算した金額となります。

（例）現金価格 50,000 円 通常条件 10 回払の場合

●支払総額

50,000 円+50,000 円×（9.2 円/100 円）=54,600 円

●月々の分割支払金

54,600 円÷10 回=5,460 円

第5条（適用）

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。